

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）に基づく認証業務を行うに当たり、公的個人認証サービスにおいて岩手県認証局が発行する自己署名証明書（以下「岩手県知事の自己署名証明書」という。）及び公的個人認証サービスにおいてブリッジ認証局が発行する自己署名証明書（以下「ブリッジ認証局の自己署名証明書」という。）のフィンガープリントを次のとおり公告する。

平成 20 年 10 月 28 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 岩手県知事の自己署名証明書のフィンガープリント

岩手県知事の自己署名証明書に関し、次の表の左欄に掲げるハッシュ関数により算出したフィンガープリントは、同表の右欄に掲げるとおりである。

ハッシュ関数	フィンガープリント
SHA-1	9 9 F B E 5 3 4 D 2 8 C 2 8 C 2 9 0 4 2 C F 1 A F E 0 8 1 5 B 4 5 6 8 F C 5 F 9

2 ブリッジ認証局の自己署名証明書のフィンガープリント

ブリッジ認証局の自己署名証明書に関し、次の表の左欄に掲げるハッシュ関数により算出したフィンガープリントは、同表の右欄に掲げるとおりである。

ハッシュ関数	フィンガープリント
SHA-1	3 7 D 4 D 3 6 0 4 1 0 3 7 5 B B 5 F 5 3 2 3 5 E C 5 F F 3 D 4 3 2 A 6 1 C A 7 0

注 SHA-1 により算出したフィンガープリントは、40 桁の 16 進数であり、「0」から「9」まで及び「A」から「F」までの文字の組合せで示される。ただし、フィンガープリントを表示するソフトウェアの種類又はバージョンにより、大文字又は小文字の相違、スペースの付加等表示方法が異なることがある。